

瑞穂町消防団各分団の担当地区の見直しを

質問者 石 川 修

瑞穂町消防団の組織等に関する規則は、消防組織法（昭和22年）第18条第2項の規定に基づき昭和22年11月、4分団4地区と定め創設した。その後昭和33年10月、合併により元狭山地区を第5分団として設置し、現在に至っている（昭和52年3月31日規則第3号）。約70年前、約40年前と道路環境の変化、各地区世帯数・人口の変動等も考え、各分団の担当地区を見直す時期と考えるが、町長の所見を伺う。